

資料2	眼の障害専門家会合(第2回)
	令和3年5月27日

障害年金

眼の障害認定基準の改正案

障害年金 眼の障害認定基準の改正について

障害年金の眼の障害認定基準について、前回の専門家会合（平成24年12月）で検討課題とされた事項や、日本眼科学会・日本眼科医会の合同委員会による取りまとめ報告書等を受けて平成30年7月に改正された身体障害者手帳（視覚障害）の認定基準の見直し内容等を踏まえ、「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」を開催し、認定基準・診断書様式の改正の検討を行う。

主な検討事項

1. 視力の認定基準

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更

2. 視野の認定基準

(1) これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設

(2) 自動視野計による測定を導入に伴う基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、認定基準を変更

① 求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめ、中心視野消失による視野障害（中心暗点）なども含めて、測定数値が基準を満たす場合は、障害等級を認定するようにする

② ゴールドマン型視野計における周辺視野（I / 4）の認定基準について、「両眼における中心10度以内の視野」による評価から、「周辺視野角度の総和」による評価に変更

③ ゴールドマン型視野計における中心視野（I / 2）の認定基準について、「視野角度の大きい方の眼における中心10度以内の視野角度」による評価から、「両眼中心視野角度」による評価に変更

④ 視力障害のみならず視野障害としても障害の程度に応じた適切な評価ができるよう、視野障害についても1級及び3級の基準を規定

スケジュール

○第1回専門家会合（4月30日） 「認定基準・診断書の見直し案について」

○第2回専門家会合（5月27日） 「認定基準・診断書の見直し案のとりまとめ」

※その後、関係法令・障害認定基準を改正・施行

前回(平成24年)の専門家会合において検討課題とされた事項(視力・視野)

◎障害年金の認定(眼の障害)に関する専門家会合「障害認定基準の今後の検討課題等について(提言)」(平成24年12月)(抄)

2. 今後の中・長期的な検討課題について

(1) 視力障害

- 視力障害については、障害の程度により、「両眼の視力の和」としてそれぞれの視力の測定値を合算したものと、「両眼の視力」としてそれぞれの視力を別々に測定した数値で評価する2種類の方法がある。
- 「両眼の視力の和」の判定方法については、身体障害者福祉法でも行っているが、学問的にも問題であり、諸外国でも行われていない。両眼開放の視力や良い方の眼の視力で判定するなど、判定方法について再検討する必要がある。
- なお、米国のAMAの基準等では、視力と視野をそれぞれ指数で出して統合した形で評価するという考え方も導入されている。

(2) 視野障害

- 視野障害については、「両眼の視野が5度以内」と「両眼の視野が10度以内」又は「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」により障害の程度を判定しているところであるが、2級相当程度については、判定が視力や他の部位に比べて厳しすぎる等の指摘により、身体障害者福祉法の基準に準じて中心視野の角度合計による数値化での判定を加えたものである。
- 具体的には、現行の5度以内を維持しつつ、身体障害認定基準の3級と同等となるように、中心残存視野の面積が10度以内の50%未満であるものとして比較的簡単な方法で数値化したものである。
- こうした数値化による判定は、身体障害認定基準の視能率を参考にしたものだが、そもそも視野の正常値を560度に設定していることとI/4視標での測定値が矛盾している。また、良い方の眼の視野で判定することは、左右の重なり合いや左右の視野のそれぞれの重症度を評価に用いないこととなる。
- さらに、測定上の問題として、ゴールドマン視野計以外の自動視野計等の測定方法については示されておらず、今後普及が進むと思われる自動視野計の測定値の導入が望まれる。
- そのため、障害年金の視野の判定方法については、障害程度の等級判定を、測定上の明確な運用基準も含めて再検討する必要がある。
- なお、「求心性視野狭窄または輪状暗点があるものについて」の解釈により認定に差異が生じないように、周知を図るとともに、不規則性狭窄の場合の判定についても今後検討が加えられることを期待する。

視力に係る障害認定基準の改正案

日本眼科学会・日本眼科医会の取りまとめ報告書を受けた身体障害者手帳に係る基準の見直しにあわせて、視力に係る認定基準について、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更（1級・2級）。

※ 身体障害者手帳の基準と同様、現行基準より等級が下がるケースが生じないよう、具体的な基準を設定

障害年金における認定基準 ※下線部:改正部分			(参考)身体障害者手帳 障害程度等級表		
等級	現行	改正案	等級	H30年改正前	H30年改正後
1級	<u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u>	① <u>良い方の眼の視力が0.03以下のもの</u> ② <u>良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u>	1級	両眼の視力の和が0.01以下のもの	良い方の眼の視力が0.01以下のもの
			2級	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	①良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
2級	<u>両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</u>	① <u>良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(1級②を除く。)</u> ② <u>良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u>	3級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	①良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級②を除く。) ②良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3級	<u>両眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>	<u>良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(2級②を除く。)</u>	4級	両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級②を除く。)
障害手当金	① <u>両眼の視力が0.6以下に減じたもの</u> ② <u>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>	① <u>良い方の眼の視力が0.2以上0.6以下のもの</u> ② <u>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>	5級	両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの	良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
			6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

※ 手動弁: 検者の掌を眼前で上下左右に動かし動きの方向を弁別できる視力

※ 現行の3級・障害手当金の「両眼の視力」は「それぞれの視力を別々に測定した数値」であるため、実質的には、改正案の「良い方の眼の視力」と同義。

視力に係る障害認定基準の改正案の影響

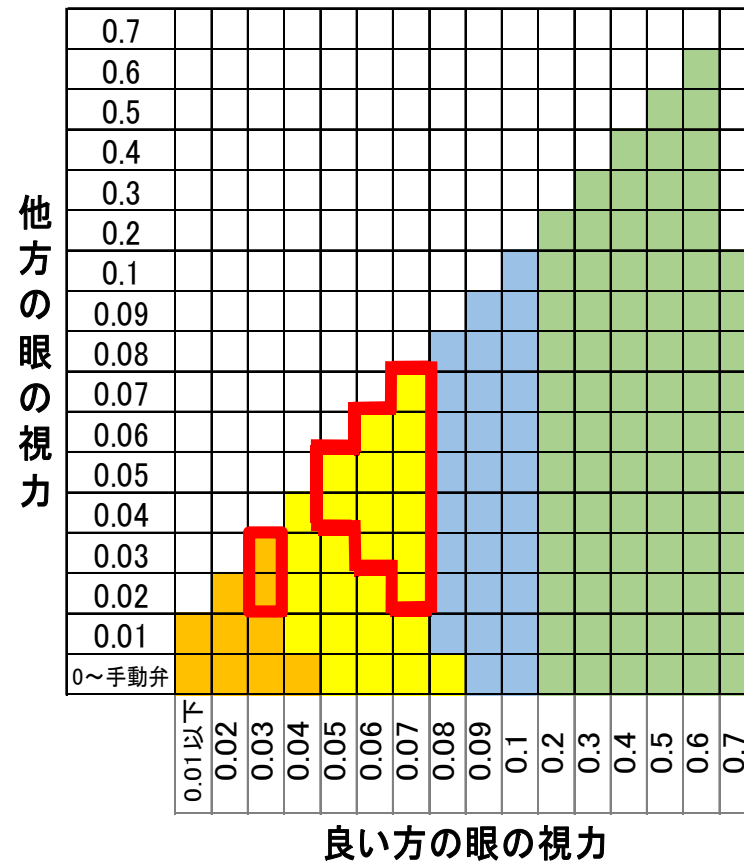
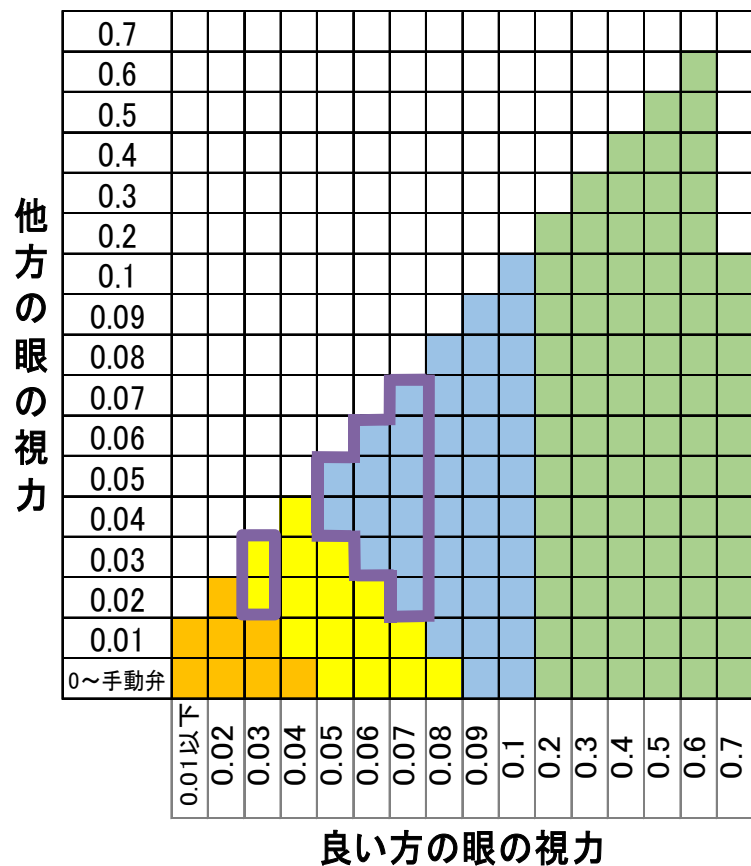
「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準への変更(1級・2級)によって、良い方の眼の視力に応じて適正に評価されることになる(下図の赤枠囲み部分)。

現行

- ✓ 1・2級:「両眼の視力の和」により認定
- ✓ 良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、等級が低くなる(紫囲み部分)

改正案

- ✓ 1・2級:「良い方の目の視力」による認定に変更
- ✓ 良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる(赤囲み部分)



:1級
 :2級
 :3級
 :障害手当金

※手動弁: 検者の掌を眼前で上下左右に動かし動きの方向を弁別できる視力

※指数弁(眼前の指の本数を弁別できる視力)は0.01とする

視野に係る障害認定基準の改正の基本的考え方

- (1) これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設する。
- (2) 自動視野計による測定を導入に伴う基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、認定基準を変更
 - ① 求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめ、中心視野消失による視野障害(中心暗点)なども含めて、測定数値が基準を満たす場合は、障害等級を認定するようにする

※ 症状による限定を行わない代わりに、傷病名と視野障害の整合性を確認できるようにするため、必要に応じて、I / 4及びI / 2の視標に加えて、V / 4の視標(通常、診療時には測定)の提出も求めることとする。
 - ② ゴールドマン型視野計における周辺視野(I / 4)の認定基準について、「両眼における中心10度以内の視野」による評価から、「周辺視野角度の総和」による評価に変更

【2級、障害手当金(改正後:3級)に係る基準】 ※改正前後の比較は10ページ参照
現行：両眼の視野がそれぞれ中心10度以内におさまるもの
改正後：周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であるもの
 - ③ ゴールドマン型視野計における中心視野(I / 2)の認定基準について、「視野角度の大きい方の眼における中心10度以内の視野角度」による評価から、「両眼中心視野角度」による評価に変更

【2級に係る基準】 ※改正前後の比較は11ページ参照
現行：視野角度の大きい方の眼で、中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下であるもの
改正後：両眼中心視野角度が56度以下であるもの
 - ④ 視力障害のみならず視野障害としても障害の程度に応じた適切な評価ができるよう、視野障害についても1級及び3級の基準を規定
- (3) 現行基準においてカバーされている範囲は、改正後もカバーできるようにする。

ゴールドマン型視野計による視野の測定方法

- 視標(目印のようなもの)を被検者が見えない周辺から中心へ手動で動かし、被検者が見えた位置(視野内に光が見えたら、ボタンを押す)を測定図に記録していくことでイソプタ(等感度曲線、視標ごとの感度の限界)を描いていく、動的視野測定法を用いる視野計。
- 測定時の検査視標は、視標の輝度と面積を組み合わせ、大きく明るい視標、小さく明るい視標、小さく暗い視標という順に検査していく。通常は、 $V/4 \rightarrow I/4 \rightarrow I/3 \rightarrow I/2 \rightarrow I/1$ の順に測定。手動であるため、視標を動かす速度や間隔など検査技術の習熟を要する。
- 身体障害者手帳や年金の認定基準では、 $I/4$ (周辺視野)と $I/2$ (中心視野)の視標で評価している。
 - ※ 中心視野は色彩の変化を鋭敏に感じ取れる(物体の運動を鮮明にとらえることができる)範囲。一方、周辺視野とは中心視野以外の範囲で明暗の変化を鋭敏に感じ取れる(物体が動いたかどうかをとらえることができる)範囲をいう。
- 国内に広く普及していたスイス製のオリジナル機器は既に製造が中止。

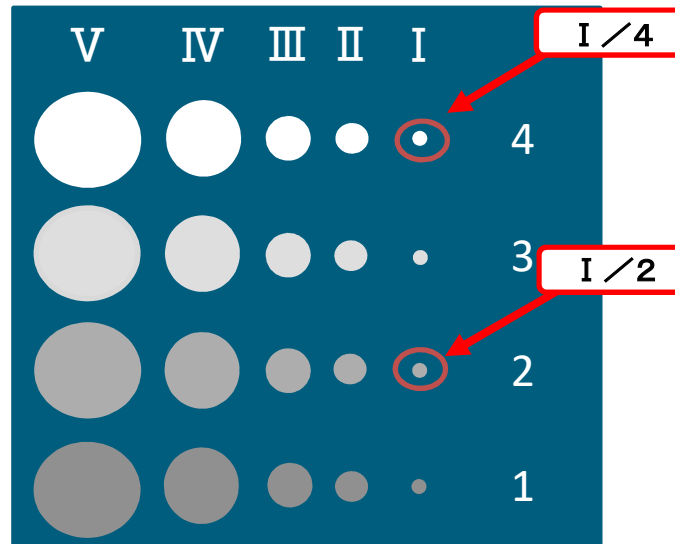
【ゴールドマン型視野計】



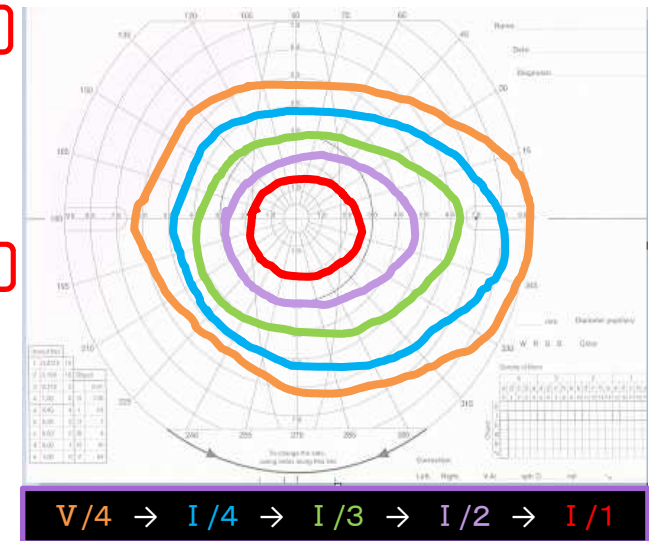
【視標】

視標の面積は、4倍間隔で6種類あり、大きい指標の順にV(64ミリ平方メートル)、IV(16ミリ平方メートル)、III(4ミリ平方メートル)、II(1ミリ平方メートル)、I(1/4ミリ平方メートル)、0(1/16ミリ平方メートル)となっている。また、指標の輝度は、4種類あり、明るい順に4、3、2、1となっている。

このため、小さく暗い視標($I/2$)は大きく明るい視標($V/4$)に比べて認識可能となる場所が中心部に近くなる。



【動的視野測定法で描かれるイソプタ】



自動視野計による視野の測定方法

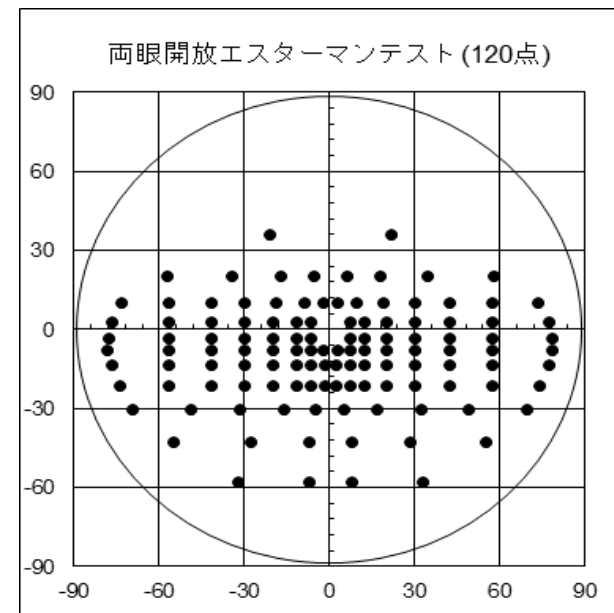
- 内蔵されたプログラムにより、静止した一定の大きさの視標を明るさを変えて様々な位置で提示して、被検者が認識できる感度(中心の光を見つめたまま周囲に出現する光が見えたらボタンを押す)を自動で計測する静的視野測定法を用いた視野計。
- 現在の眼科診療ではコンピューター制御された自動視野計が広く普及。
- 症状等に応じて様々な検査プログラムがあるが、身体障害者手帳の認定基準では、両眼開放エスターマンテスト(両眼開放視認点数を測定)及び10-2プログラム(両眼中心視野視認点数を測定)という2種類のプログラムを使用。

【自動視野計】



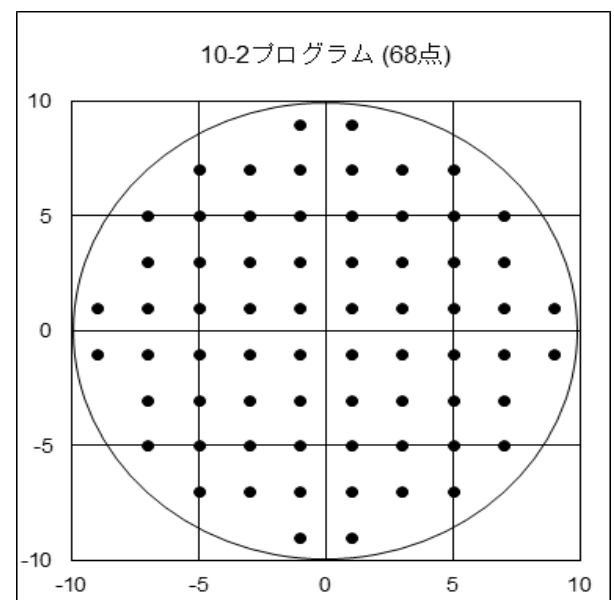
【両眼開放エスターマンテスト】

- ✓ 生活不自由度を評価するために開発されたプログラム。両眼を開けた状態で検査。
- ✓ 日常生活に重要な領域(中心30度と下半分)を中心に、120点の測定点を配置。
- ✓ 120点の測定点のうち、認識できた点の数(両眼開放視認点数)で判定。
※ 点数が大きいほど視野が大きい。



【10-2プログラム】

- ✓ 中心部を検査する場合に用いられるプログラム。片眼ずつ検査。
- ✓ 視野角度10度以内の狭い視野の中心範囲に2度の間隔で68点の測定点を上下左右対称に配置。
- ✓ 68点の測定点のうち、認識できた点の数(両眼中心視野視認点数)で判定。
※ 点数が大きいほど視野が大きい。

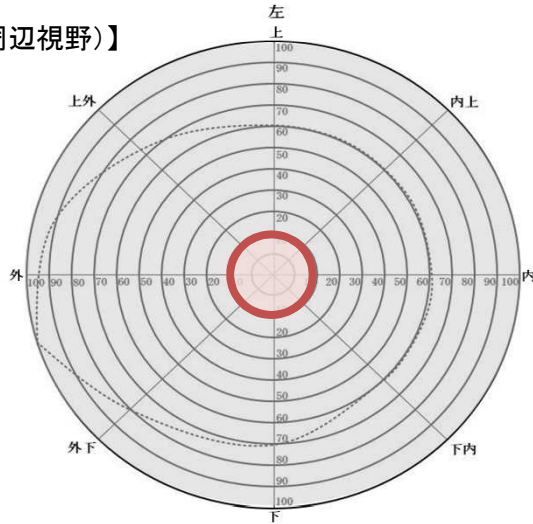


視野障害の種類

求心性視野狭窄

視野の周辺部分から欠損が始まり、見えな
い部分が中心部に向かって進行するもの

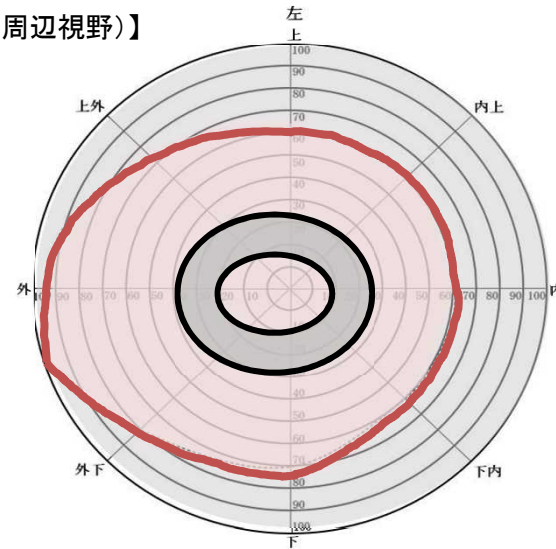
【 I / 4 視標 (周辺視野) 】



輪状暗点

中心視野と周辺視野は保たれるが、中間
部分が障害されるもの

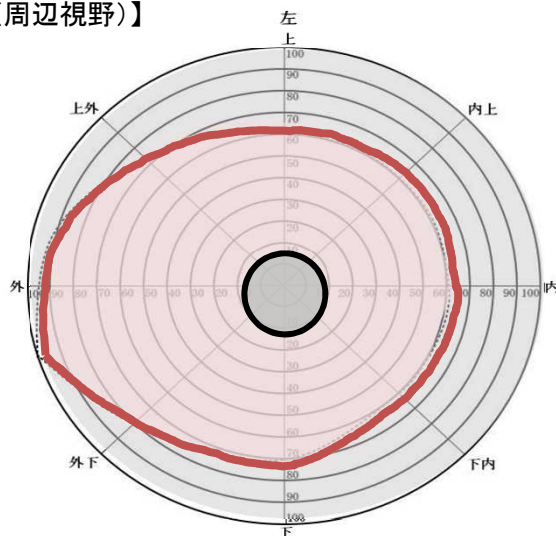
【 I / 4 視標 (周辺視野) 】



中心暗点

中心部に暗点があるもの

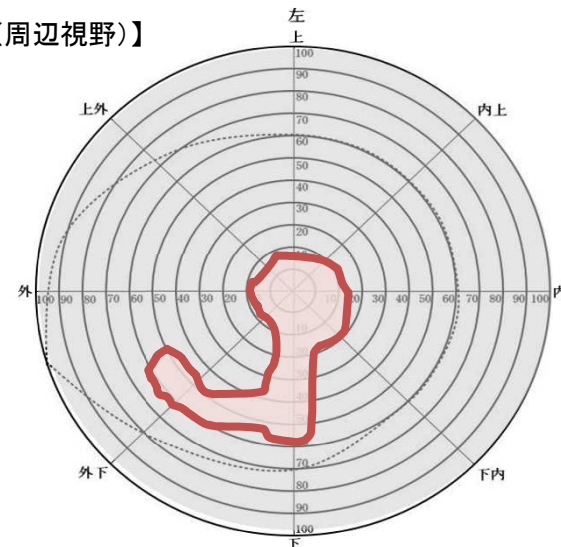
【 I / 4 視標 (周辺視野) 】



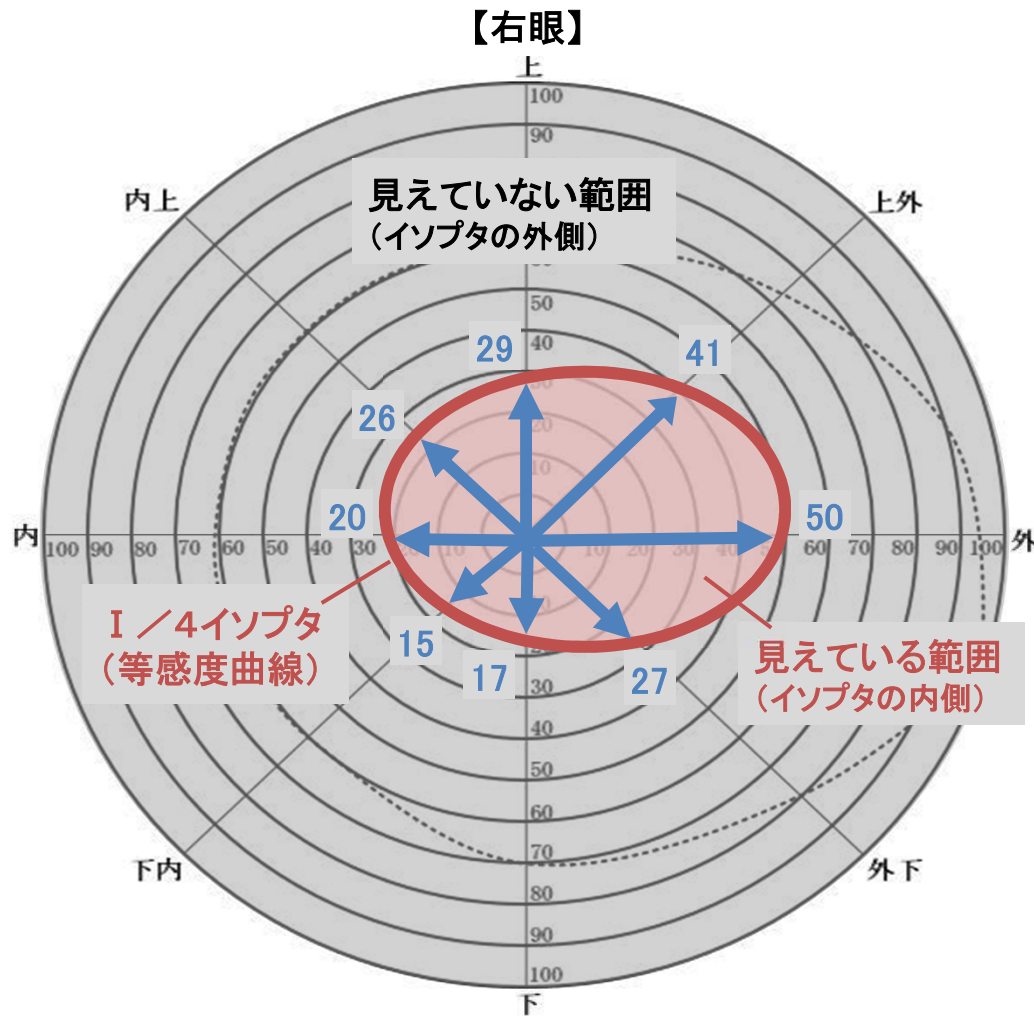
不規則性視野狭窄

視野の一部が不規則な形で狭くなるも
の

【 I / 4 視標 (周辺視野) 】



ゴールドマン型視野計による視野の測定①: I / 4視標(周辺視野)



※ 点線は生理的限界(健常の場合に最大で見える範囲)を示す

◎見直し基準案で用いている「周辺視野角度の総和」の算出方法

中心から I / 4 イソプタまでの8方向の視野角度の和。左右の眼それぞれで算出。

〔左図の場合〕

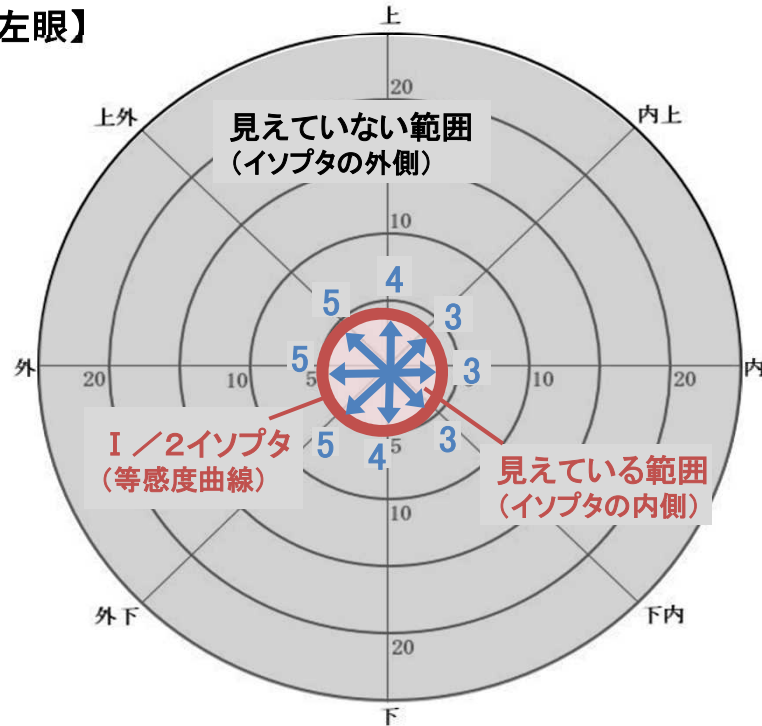
$$\begin{aligned}
 &29\text{度(上)} + 26\text{度(内上)} + 20\text{度(内)} + \\
 &15\text{度(下内)} + 17\text{度(下)} + 27\text{度(外下)} + \\
 &50\text{度(外)} + 41\text{度(上外)} \\
 &= \underline{225\text{度(周辺視野角度の総和)}}
 \end{aligned}$$

◎「現行基準:両眼の視野がそれぞれ中心10度以内におさまるもの」と「見直し基準案:周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であるもの」との比較

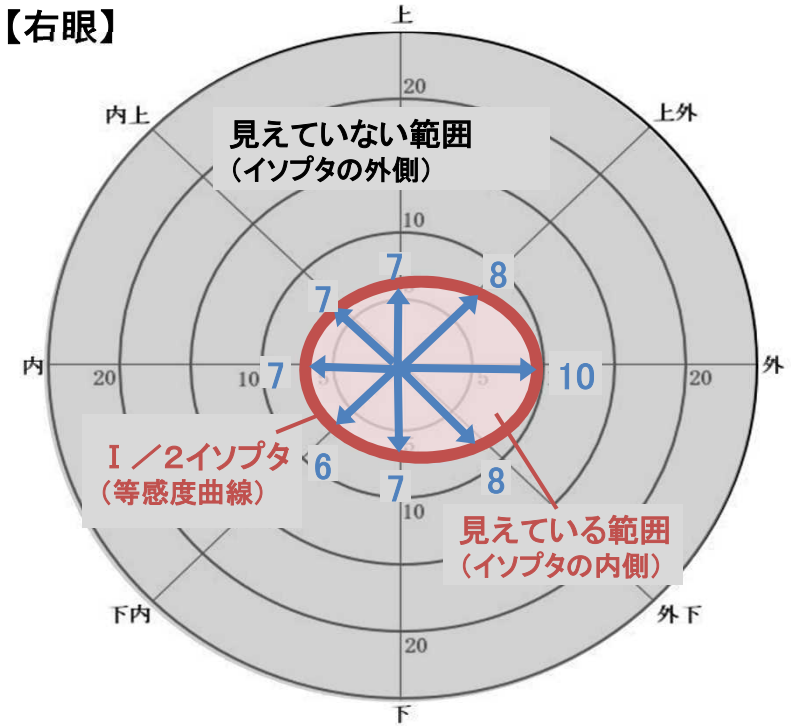
- ・ 中心から I / 4 イソプタまでの8方向の視野角度がいずれも10度であれば、周辺視野角度の総和は80度となる。したがって、「視野が中心10度以内におさまるもの(現行基準)」であれば、「周辺視野角度の総和が80度以下であるもの(見直し基準案)」に該当する。
- ・ 一方、「周辺視野角度の総和が80度以内」におさまっていても、特定の方向においては中心から10度を超えているケースは発生し得る。したがって、「周辺視野角度の総和が80度以下であるもの(見直し基準案)」に該当していても、「視野が中心10度以内におさまるもの(現行基準)」に該当しない場合がある。
- ・ このため、現行基準に該当すれば必ず見直し基準案に該当するとともに、現行基準では該当しないが見直し基準案では該当するケースが存在する。

ゴールドマン型視野計による視野の測定②: I / 2 視標 (中心視野)

【左眼】



【右眼】



◎見直し基準案で用いている「両眼中心視野角度」の算出方法

①中心視野角度: 中心から I / 2 イソプタまでの8方向の視野角度の和。左右の眼それぞれで算出。

②両眼中心視野角度 = { (①のうち大きい方の角度 × 3) + ①のうち小さい方の角度 } ÷ 4

[上図の場合]

- 左眼の中心視野角度 = 4度(上) + 3度(内上) + 3度(内) + 3度(下内) + 4度(下) + 5度(外下) + 5度(外) + 5度(上外) = 32度
- 右眼の中心視野角度 = 7度(上) + 7度(内上) + 7度(内) + 6度(下内) + 7度(下) + 8度(外下) + 10度(外) + 8度(上外) = 60度
- 両眼中心視野角度 = { (60度<右眼> × 3) + 32度<左眼> } ÷ 4 = 212度 ÷ 4 = 53度

◎「現行基準: 視野角度の大きい方の眼で、中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下であるもの」と「見直し基準案: 両眼中心視野角度が56度以下であるもの」との比較

- ・ 両眼中心視野角度(見直し基準案)は、大きい方の視野角度に比重を置いた上で、小さい方の視野角度も含めて加重平均を行った値であり、視野角度の大きい方の眼でのみ判定する現行基準よりも値が小さくなる(上図の例では、右眼の中心視野角度よりも両眼中心視野角度の方が小さくなる)。したがって、見直し基準案の方が「56度以下」に該当しやすくなる。
- ・ また、現行基準では、合計が56度以下でも、特定の方向で中心10度を超えると要件を満たさなくなる。
- ・ このため、現行基準に該当すれば必ず見直し基準案に該当するとともに、現行基準では該当しないが見直し基準案では該当するケースが存在する。

視野に係る障害認定基準の改正案①: 1級・2級

障害年金における認定基準		※下線部: 改正部分	(参考) 身体障害者手帳 障害程度等級表		
等級	現行	改正案	等級	H30年改正前	H30年改正後
1級	(新設)	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下のもの 【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1級		
	(新設)		2級	【ゴールドマン視野計】 両眼の視野がそれぞれ10度以内、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下のもの 【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2級	【ゴールドマン視野計】 ①求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれI/4の視標(周辺視野)で中心10度以内におさまり、かつ、I/2の視標(中心視野)で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下(当該視野角度が大きい方の眼で判定)のもの ※ I/4の視標(周辺視野)で測定不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定 ②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの (新設)	【ゴールドマン型視野計】 ①周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの ②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの (注: 現行基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置(14ページ参照)) 【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	3級	【ゴールドマン視野計】 両眼の視野がそれぞれ10度以内、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの 【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

※ 障害年金の現行の2級の①は、平成25年の基準改正時に、「障害年金の認定(眼の障害)に関する専門家会合」の議論に基づき、当時(平成30年改正前)の身体障害者手帳3級の基準と同等となるように設定されたもの。

視野に係る障害認定基準の改正案②:3級・障害手当金

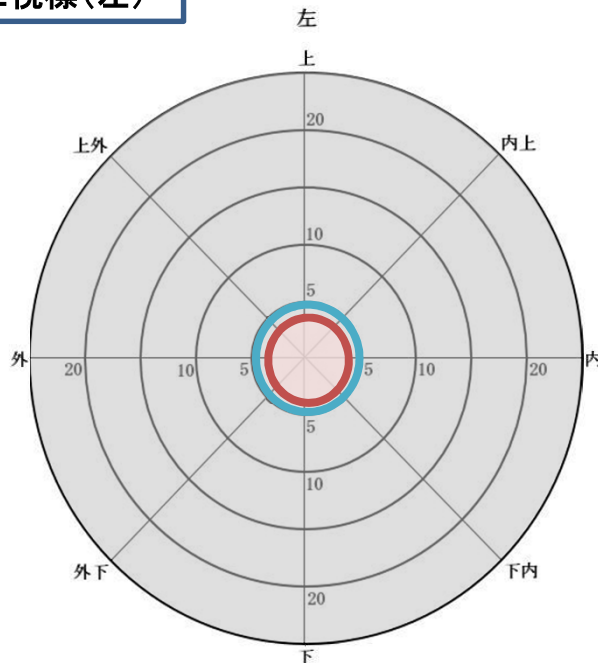
障害年金における認定基準			※下線部:改正部分			(参考)身体障害者手帳 障害程度等級表		
等級	現行	改正案	等級	H30年改正前	H30年改正後			
3級	(新設) (新設)	<p>【ゴールドマン型視野計】 <u>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</u></p> <p>【自動視野計】 <u>両眼開放視認点数が70点以下のもの</u></p>	4級	<p>【ゴールドマン視野計】 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p>	<p>【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下のもの</p>			
障害手当金	<p>【ゴールドマン視野計】 ①<u>求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれI/4(周辺視野)の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるもの。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>②片眼ずつI/4(周辺視野)の視標で測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの。</p> <p>※ 中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>【ゴールドマン型視野計】 (測定方法を見直した上で、3級に位置づけ)</p> <p>①<u>両眼中心視野角度が56度以下のもの</u></p> <p>②左右眼それぞれに測定したI/4(周辺視野)の視標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの (注:身障手帳の記載ぶりに合わせた記載だが、内容は現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>【自動視野計】 ①<u>両眼開放視認点数が100点以下のもの</u> ②<u>両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u></p>	5級	<p>【ゴールドマン視野計】 片目ずつI/4(周辺視野)の視標で測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで測定した視野の面積が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの。</p>	<p>【ゴールドマン型視野計】 ①両眼中心視野角度が56度以下のもの ②左右眼それぞれに測定したI/4(周辺視野)の視標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの。</p> <p>【自動視野計】 ①両眼開放視認点数が100点以下のもの ②両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>			
			6級	/	/			

現行における障害年金独自基準(2級)の取扱い

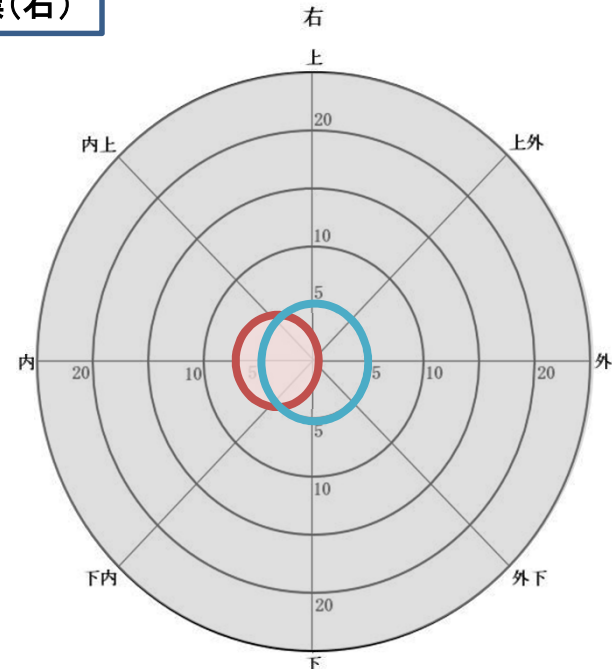
- 現行における障害年金2級の基準のうち「ゴールドマン視野計において、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」については障害年金独自の基準。
- 見直し後の2級は、自動視野計に基づく判定を行えるようにするとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、原則として、以下の①又は②の基準により判定を行うこととするが、一方、①又は②の基準には該当しないものの、障害年金独自基準には該当するケースが発生する可能性がある。
 - ① ゴールドマン型視野計において、周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ② 自動視野計において、両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- このため、現行基準においてカバーされている範囲を改正後もカバーできるようにするため、見直し後の2級については、原則となる①又は②の基準のほか、障害年金独自基準についても存置することとする。

I / 2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの【現行における障害年金2級の独自基準】

I / 2視標(左)



I / 2視標(右)



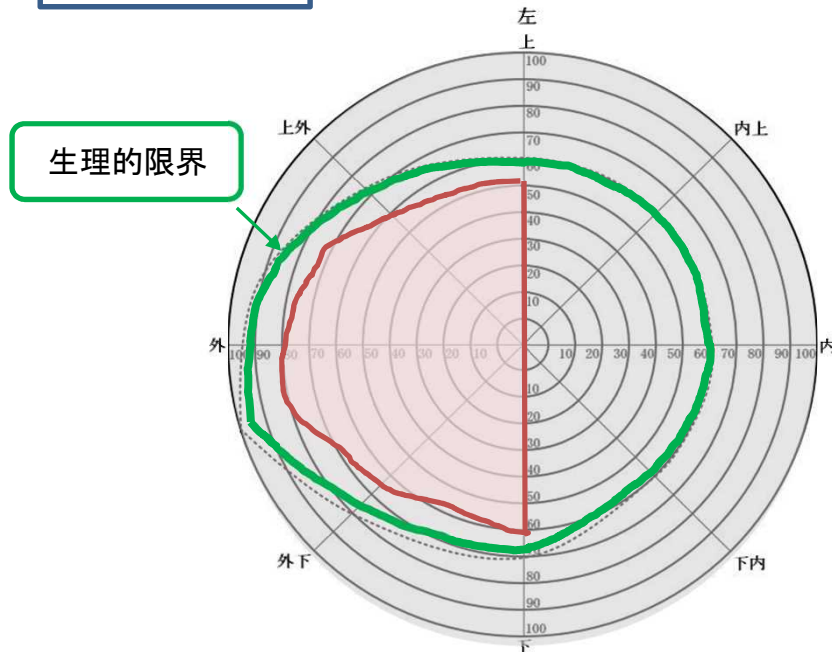
⇒ 上図は、視野の面積が中心5度以内(青い丸の内側)と同程度以下の面積(目視で確認)であるため、「I / 2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」に該当。

参考:「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」(障害手当金)

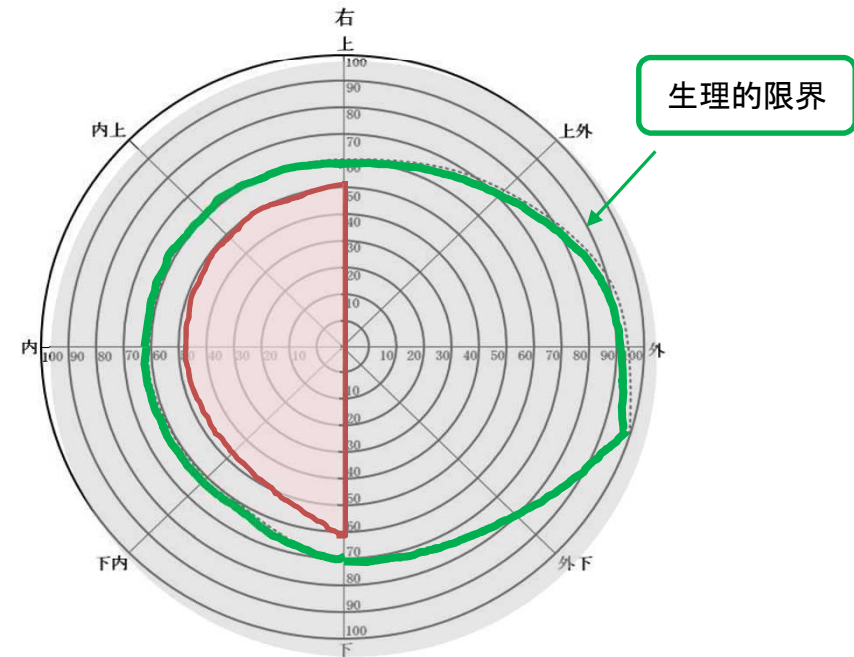
両眼による視野が2分の1以上欠損したもの

片眼ずつ I / 4 (周辺視野) の視標で測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで、測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの

I / 4 視標 (左)



I / 4 視標 (右)



※生理的限界=上・内・内上・下内60度、下70度、上外75度、外下80度、外95度の合計560度の範囲。
※面積については厳密には計算しない。

障害年金における併合等認定基準について

○ 障害年金において、2つ以上の障害がある場合は、併合(加重)認定を行うこととされている。

【併合(加重)認定のケース】

- ・ 障害認定において、認定の対象となる障害が2つ以上ある場合【併合認定】
- ・ 「はじめて2級」による障害年金を支給すべき事由が生じた場合【併合認定】
- ・ 障害年金受給権者(1級又は2級)に対し、さらに障害年金(1級又は2級)を支給すべき事由が生じた場合【加重認定】

○ 併合(加重)認定は、具体的には、個々の障害について、「併合判定参考表」(次ページ以降参照)における該当番号を求めた後、当該番号に基づき以下の「併合(加重)認定表」による併合番号を求め、障害の程度を認定する。

○ 今回の眼の障害の認定基準の見直しに伴い、「併合判定参考表」の改正についても検討することが必要。

併合(加重)認定表

※ 縦軸及び横軸が併合判定参考表の該当番号

※ 各欄の数字が併合番号

		2 級			3 級			障害手当金					
		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
2級	2号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	3号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	4号	1	1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	4
3級	5号	1	1	1	3	4	4	5	5	5	5	5	5
	6号	2	2	2	4	4	4	6	6	6	6	6	6
	7号	2	2	2	4	4	6	7	7	7	7	7	7
障害手当金	8号	2	2	4	5	6	7	7	7	7	8	8	8
	9号	2	2	4	5	6	7	7	7	8	9	9	9
	10号	2	2	4	5	6	7	7	8	9	10	10	10
	11号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10
	12号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	11	12
	13号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	12	12



併合番号	障害の程度
1号	1 級
2号	2 級
3号	
4号	
5号	3 級
6号	
7号	
8号	障害手当金
9号	
10号	
11号	不 該 当
12号	

眼の障害認定基準の改正に伴う併合判定参考表の改正案①

○ 今般の眼の障害認定基準の改正に伴い、障害等級に存在する既存の基準の見直しを行う場合は、既存の基準と同様の番号・区分に位置付ける。

⇒ 視力：1級・1号・区分10 / 2級・2号・区分1 / 3級・6号・区分1 / 手当金・9号・区分1
 ⇒ 視野：2級・4号・区分7(現行同様、包括的な基準において位置づけ) / 手当金・9号・区分4

※ 現行の3級・5号・区分1は、改正後の2級・2号・区分1に包含されることになるため、削除する(後続の区分番号は順次繰り上げ)。

○ 今般の見直しに伴い、視野障害について新たに1級・3級の基準が設けられるが、この基準は、政令上は、包括的な基準の中で位置づけられることが想定される。このため、視野障害で新設される1級・3級の基準は、当該障害等級における政令上の包括的な基準に係る番号・区分の中で位置づける。

⇒ 視野：1級・1号・区分8 / 3級・7号・区分8

※ 現行のゴールドマン視野計による検査数値に基づく基準は、政令上は、包括的な基準の中で位置付けられている。

※ 政令の規定ぶり(調整中)に応じて、併合判定参考表における番号・区分が変更される可能性がある。

障害の程度	番号	区分	障 害 の 状 態
1級	1号	1	両眼が失明したもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が100デシベル以上のもの
		3	両上肢を肘関節以上で欠くもの
		4	両上肢の用を全く廃したもの
		5	両下肢を膝関節以上で欠くもの
		6	両下肢の用を全く廃したもの
		7	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		8	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※当該包括的な基準の中に、視野障害関係(1級)で新設する以下の基準が該当 ・ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下のもの ・ 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
		9	精神の障害で日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		10	両眼の視力の和が0.04以下のもの 良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		11	両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
		12	両上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		13	両下肢を足関節以上で欠くもの

眼の障害認定基準の改正に伴う併合判定参考表の改正案②

障害の程度	番号	区分	障 害 の 状 態
2級	2号	1	<p style="color: red;">両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</p> <p style="color: red;">良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものを除く。)、又は良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</p>
		2	平衡機能に著しい障害を有するもの
		3	そしゃくの機能を欠くもの
		4	音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの
		5	両上肢のすべての指を近位指節間関節(おや指にあつては指節間関節)以上で欠くもの
		6	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	4号	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
		2	一上肢の用を全く廃したもの
		3	一上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		4	両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		5	一下肢の用を全く廃したもの
		6	一下肢を足関節以上で欠くもの
		7	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p style="color: red;">※当該包括的な基準の中に、視野障害関係(2級)の改正後の以下の基準が該当(現行の2級の視野障害に係る基準も4号・区分7に該当している)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="color: red;">・ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの <li style="color: red;">・ 求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの <li style="color: red;">・ 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

眼の障害認定基準の改正に伴う併合判定参考表の改正案③

障害の 程 度	番号	区分	障 害 の 状 態
3級	5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの ※改正後の2級・2号・区分1に包含されるため削除
		2 1	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
		3 2	両耳の平均純音聴カレベル値が80デシベル以上のもの
		43	両耳の平均純音聴カレベル値が50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
	6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの <u>良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものを除く)</u>
		2	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
		3	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
		4	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		5	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が0のもの
		7	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節(おや指にあつては指節間関節)以上で欠くのもの
		8	一上肢のすべての指の用を廃したもの
		9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が0のもの

眼の障害認定基準の改正に伴う併合判定参考表の改正案④

障害の程度	番号	区分	障 害 の 状 態
3級	7号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が70デシベル以上のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が50%以下のもの
		3	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
		4	一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)以上で欠くもの
		5	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
		6	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
		7	両下肢の10趾の用を廃したもの
		8	身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの ※当該包括的な基準の中に、視野障害関係(3級)で新設する以下の基準が該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ・ 両眼開放視認点数が70点以下のもの
		9	精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

眼の障害認定基準の改正に伴う併合判定参考表の改正案⑤

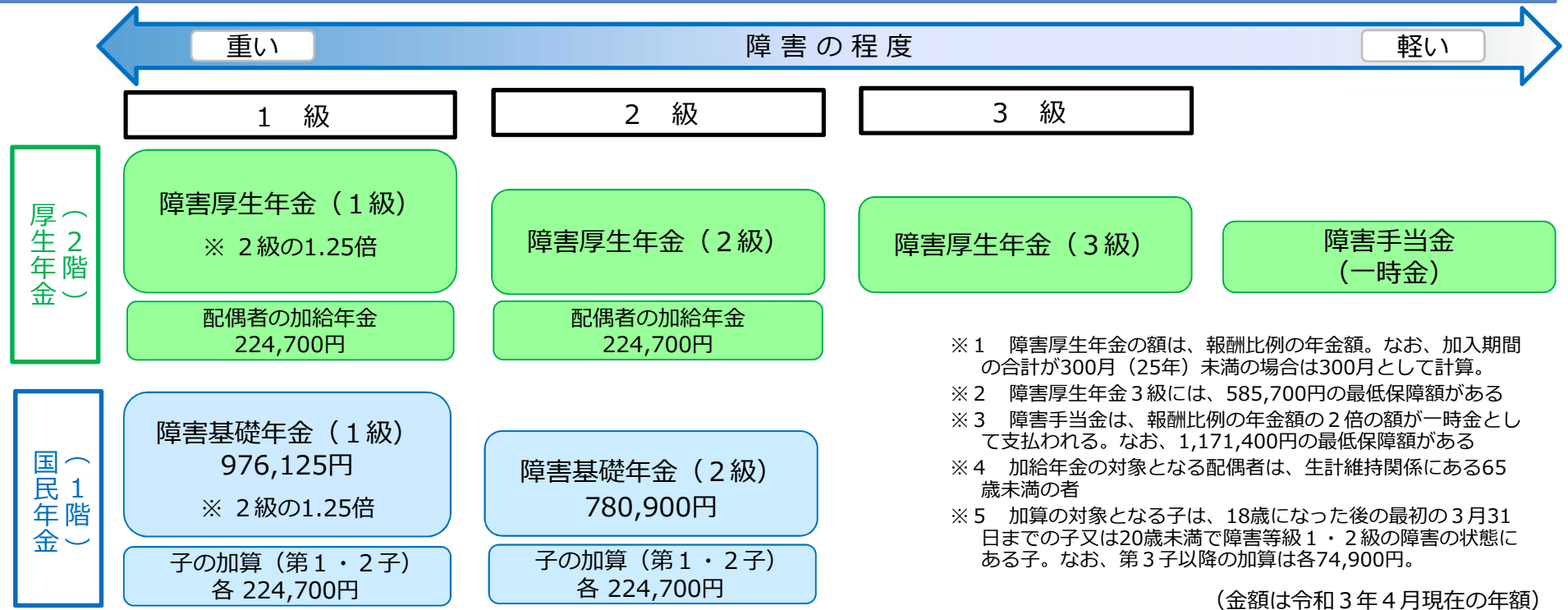
障害の程度	番号	区分	障害の状態
3級(治らないもの) 障害手当金(治ったもの)	9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの 良い方の眼の視力が0.2以上0.6以下のもの
		2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
		3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、 両眼中心視野角度が56度以下のもの、 両眼開放視認点数が100点以下のもの又は両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 又は両眼の視野が10度以内のもの
		5	一耳の平均純音聴力レベル値が90デシベル以上のもの
		6	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
		7	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
		8	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの
		9	一上肢のおや指の用を全く廃したもの
		10	ひとさし指を併せ一上肢の2指を近位指節間関節以上で欠くもの
		11	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの
		12	一上肢のおや指を併せ2指の用を廃したもの
		13	一下肢の第1趾を併せ2以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		14	一下肢の5趾の用を廃したもの

眼の障害認定基準の改正に伴う診断書様式の改正(考え方)

- 改正後の障害認定基準に該当しているかどうかを判断するために必要な情報を把握できる診断書様式に改正する。
- 具体的には、今回の障害年金と同様、日本眼科学会・日本眼科医会の合同委員会による取りまとめ報告書等を受けて認定基準を改正した身体障害者手帳(視覚障害)の診断書様式を参照しつつ、診断書様式の改正を行う。
- 診断書を記載する医師の負担をできるだけ軽減するため、医師に視野図の記載を求めるのではなく、診断書に視野図のコピーの添付を求めることとする。

参考：障害年金制度の概要

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金がある。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給される。



障害年金の支給要件：障害年金を受けるためには、次の3つの要件を満たすことが必要。

①初診日に被保険者であること

初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

②保険料の納付要件を満たしていること

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が令和8年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

③一定の障害の状態にあること

障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること

※障害認定日： 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

参考：障害年金における障害状態の基本的考え方

○1級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

○2級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

○3級

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。

また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。(「傷病が治らないもの」については、第3の第1章に定める障害手当金に該当する程度の障害の状態がある場合であっても3級に該当する。)

○障害手当金

「傷病が治ったもの」であつて、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。